

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 24 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分している。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 25 機関である。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	会計管理部	平成 25 年 8 月 1 日	平成 25 年 7 月 17 日	実地	3
2	危機管理監	平成 25 年 8 月 1 日	平成 25 年 7 月 4 日	実地	6
3	総務局	平成 25 年 8 月 8 日	平成 25 年 7 月 25 日	実地	7
4	県立文書館	平成 25 年 8 月 8 日	平成 25 年 7 月 25 日	実地	9
5	県立総合技術研究所	平成 25 年 8 月 8 日	平成 25 年 7 月 25 日	実地	10
6	地域政策局	平成 25 年 7 月 17 日	平成 25 年 7 月 2 日	実地	11
7	環境県民局	平成 25 年 7 月 22 日	平成 25 年 7 月 4 日	実地	12
8	健康福祉局	平成 25 年 8 月 7 日	平成 25 年 7 月 19 日	実地	14
9	商工労働局	平成 25 年 7 月 29 日	平成 25 年 7 月 10 日	実地	17
10	農林水産局	平成 25 年 7 月 26 日	平成 25 年 7 月 9 日	実地	19
11	土木局	平成 25 年 8 月 2 日	平成 25 年 7 月 12 日	実地	21
12	企業局	平成 25 年 7 月 18 日	平成 25 年 7 月 3 日	実地	24

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
13	病院事業局	平成 25 年 8 月 7 日	平成 25 年 7 月 19 日	実地	27
14	議会事務局	平成 25 年 8 月 5 日	平成 25 年 7 月 11 日	実地	28
15	選挙管理委員会事務局	平成 25 年 7 月 17 日	平成 25 年 7 月 2 日	実地	29
16	監査委員事務局	平成 25 年 8 月 5 日	平成 25 年 7 月 17 日	実地	30
17	人事委員会事務局	平成 25 年 12 月 5 日	平成 25 年 7 月 17 日	書面	31
18	労働委員会事務局	平成 25 年 12 月 5 日	平成 25 年 7 月 17 日	書面	32
19	収用委員会	平成 25 年 8 月 2 日	平成 25 年 7 月 12 日	実地	33
20	広島海区漁業調整委員会事務局	平成 25 年 7 月 26 日	平成 25 年 7 月 9 日	実地	34
21	広島県内水面漁場管理委員会事務局	平成 25 年 7 月 26 日	平成 25 年 7 月 9 日	実地	35
22	教育委員会事務局	平成 25 年 8 月 6 日	平成 25 年 7 月 22 日	実地	36
23	県立埋蔵文化財センター	平成 25 年 8 月 6 日	平成 25 年 7 月 22 日	実地	39
24	警察本部	平成 25 年 7 月 25 日	平成 25 年 7 月 8 日	実地	40
25	警察学校	平成 25 年 7 月 25 日	平成 25 年 7 月 8 日	実地	42

5 委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、議員から選出された佐々木委員及び宮委員を監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 会計管理部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 現金・物品の出納及び保管に関する事務
会計・物品事務の指導，監督及び企画調整に関する事務
支出命令等の審査，会計検査に関する事務
決算の調製に関する事務
契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く)
総務事務の集中処理に関する事務
- イ 組織体制 3 課
- | | |
|-----|-------------------|
| 課 名 | 会計総務課，審査指導課，総務事務課 |
|-----|-------------------|
- ウ 職員数 (平成 25 年 4 月 1 日現在)
常勤職員及び再任用職員の合計 62 人
- エ 主な施策 (平成 24 年度)
手数料徴収方法の見直し
会計事務の品質向上
事務事業の改善

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 諸手当の認定に係る事後の確認 (現況確認) について

扶養手当などの諸手当の認定に係る事後の確認 (現況確認) において，他団体に派遣されている職員など総務事務システムを利用することができない職員については，各手当の認定要領に定められた「現況調」を提出させ，認定権者である共通業務担当監がその現況を確認しなければならないが，当該事務処理は認定権者の決裁を得ることなく，各担当者による確認にとどまっていた。適正な事務処理に努められたい。(総務事務課)

対象	扶養親族の所得現況調，住居手当現況調及び通勤手当現況調 (平成 24 年度)
根拠	職員の給与の支給に関する規則第 16 条第 5 項及び扶養手当認定要領第 7 職員の住居手当の支給に関する規則第 9 条及び住居手当認定要領第 6 職員の通勤手当に関する規則第 12 条及び通勤手当認定要領第 8 広島県決裁規程第 8 条第 7 項

イ 有料道路利用者の通勤手当の認定に係る事後の確認 (現況確認) について

有料道路利用者の通勤手当に関して，次のとおり，事後の確認 (現況確認) を行っていないものや認定替え及び戻入の事務処理を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(総務事務課)

- (ア) 有料道路を利用した日数が通勤日数の 2 分の 1 以上あることを毎月確認すべきところ，有料道路の利用明細書が未提出で通勤実態が不明となっている月があつたにもかかわ

らず、その後の対応を怠っていた。

対象	土木局職員（1人）に係る平成24年6月通勤手当
根拠	通勤手当認定要領第8 通勤手当認定要領の取扱いの変更について （平成17年10月7日各幹事室長等宛て人事室長）

(イ) 職員から提出された有料道路の利用明細書から、その月は通勤日数の2分の1以上有料道路を利用していないことが判明したが、正当な理由がないにもかかわらず、2分の1以上の要件を満たすものとして取り扱っていた。また、その対応についての検討結果を整理した記録も残されていなかった。

対象	病院事業局職員（1人）に係る平成24年6月通勤手当
根拠	広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条第1項 通勤手当認定要領第8 通勤手当認定要領の取扱いの変更について （平成17年10月7日各幹事室長等宛て人事室長）

【意見】

ア 事後の確認（現況確認）に係る事務処理の適正化について

諸手当の認定に係る事後の確認（現況確認）は、現に手当の支給を受けている職員が支給対象要件を具備しているかどうかを確認する重要な行為であり、県の規則及び各手当の認定要領にその実施が定められているが、次のとおり、実施結果の把握や文書の管理などが十分に行われておらず、また、適正に事務処理が行われたかどうかについての検証も困難な状況にあった。

今後の事務処理に当たっては、当該業務の重要性を再認識の上、実施した業務の説明責任が果たせるよう、具体的な事務処理の方法などを明確に定め、適正な事務執行に努める必要がある。（総務事務課）

(ア) 平成24年度に行われた事後の確認（現況確認）について、必要な届出がなされず現況が確認されなかった職員の状況などが記録管理されていなかった。

また、平成25年6月の事後の確認（現況確認）においては、督促を行っているものの、職員の回答期限から4か月以上が経過した11月7日時点で、12人が確認されないままとなっていた。

(イ) 職員が提出すべき証明書類の提出の有無やその受理日が不明確となっているものや、個人情報を含む書類ケースが本来保管すべき場所に保管されていないものがあった。

(ウ) 扶養親族に係る「不安定収入者の収入管理表」や「通勤手当（有料道路利用）の1/2要件判定表」に記載誤りや添付資料との不一致が見受けられた。

イ 諸手当の認定事務等に係るチェック体制の整備について

諸手当の認定については、担当者やグループリーダーの内容確認を経て共通業務担当監による決裁が行われているが、事後の確認（現況確認）については、各担当者のみが個々

に内容確認を行っており、担当者以外の者によるチェックが十分に行われていない状況にあった。

また、届出の受理から審査、認定・確認、書類の編綴・保管に至る事務処理が組織内で標準化されていなかった。

今後は、事務処理マニュアルを整備するとともに、内部統制機能の強化に努める必要がある。(総務事務課)

ウ 諸手当の認定事務等に係る外部委託の拡大について

諸手当の認定事務等については、現在、通勤手当及び住居手当の認定に係る事務の一部並びに通勤手当に係る事後の確認(現況確認)の事務の一部を外部委託している。

事務処理の効率化等を推進する観点から、上記イで述べた事務処理マニュアルの整備に併せて、住居手当に係る事後の確認(現況確認)をはじめとするその他の事務処理についても外部委託することができないか、検討を進める必要がある。(総務事務課)

(3) 付 記

ア 通勤手当の認定における分割定期券の取扱いについて

J R線の利用に係る通勤定期券を購入する場合、乗車駅から降車駅までの区間を通して購入するよりも、当該区間を分割して購入した方が価格が低廉となる場合がある。

この場合の通勤手当の認定は、職員からの届出に基づいて行うこととされ、現在、同一区間でありながら、分割定期券の額で認定を受けている者と、利用区間を分割しない定期券の額で認定を受けている者が併存している。

平成 25 年度から事後の確認(現況確認)における定期券(在来線)の写しの提出が省略され、職員からの現況届のみとなっていることを踏まえ、経済的な分割定期券の額を認定額とするなど、その取扱いについて検討していただきたい。(総務事務課)

イ 公募型プロポーザル事務処理要領の定期的点検・検証及び見直しについて

公募型プロポーザル方式による契約については、事務処理の公平性、透明性及び競争性を確保するため、平成 25 年 3 月、公募方法、選定方法等を統一的に定めた事務処理要領が制定され、同年 5 月 1 日以降に公告を行うものから適用されることとなった。

近年、この方法により締結された契約の中には、提案公募とは言いながらも応募者が一人のみのものも数多く見受けられるところであり、こうしたことを踏まえ、今回制定された要領の規定内容が有効に機能しているか、その運用状況について定期的に点検・検証を行い、契約事務の適正化が図られるよう、適宜、その見直しに努めていただきたい。(総務事務課)

2 危機管理監

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務

イ 組織体制 2 課

課 名	危機管理課, 消防保安課
-----	--------------

ウ 職員数 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 40 人

エ 主な施策 (平成 24 年度)

地域の災害対処能力の向上

県・市町の災害対処能力の向上

保安体制の充実

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付 記

地域における危機管理対応について

災害対策支部の危機管理を総括する地域危機管理監に、総務事務所（支所）長が充てられているが、総務事務所（支所）は、災害などの現場と関連する業務を直接所掌していないことから、危機管理事案の発生時において、市町等関係機関との十分な連携が図れるか懸念されるところである。

地域危機管理監及び総務事務所（支所）の職員が、支部管内の市町における防災会議、防災訓練などに参画されているところであるが、危機管理を総括する危機管理監として、総務事務所（支所）と市町の連携などを一層強化し地域危機管理監の機能が十分果たせるよう努めていただきたい。（危機管理課）

3 総務局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事務
 職員の進退及び身分に関する事務
 議会及び県の行政一般に関する事務
 県の予算，税その他の財務に関する事務
 統計に関する事務
 条例の立案その他他局の主管に属しない事務

- イ 組織体制 12 課 1 チーム

課 名	総務課，秘書課，人事課，行政管理課，福利課，財政課，財産管理課，税務課，経営企画チーム，地方分権推進課，広報課，統計課，研究開発課
-----	---

- ウ 職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 274 人

- エ 主な施策（平成 24 年度）

県政の基本的事項の企画及び総合的推進
 産業活動を支える基盤の強化
 地域協働の仕組みづくり
 広島型分権改革の推進
 新しい行政運営体制の確立

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 24 年度決算額]	参 考 [平成 23 年度決算額]
総合技術研究所研究開発費（外部資金）（研究開発課）	1 人 838,000 円	— —

イ 委託契約における履行確認等について

次の委託契約における履行確認等について，不適正な事務処理が見受けられた。適正な事務処理に努められたい。（広報課）

- (ア) マスコミ関係者を集め県の観光スポットを紹介する事業（プレスツアー）を行っているが，同行した県職員の飲食及び宿泊に係る経費について，委託業務の対象経費として支出されていた。（なお，県職員の旅費から宿泊料等は除算されていた。）

- (イ) 契約で定めた固定費部分と支出の実績額に応じて金額が変動する変動費部分の合計額で委託料を支払うことになっているが，見積書上，固定費部分に積算されていた受託

者のプレスツアー運営補助費について、その一部が、実績報告書では変動費部分にも計上されていた。

契約名	広島県首都圏等広報活動サポート業務(平成 24 年度)
-----	-----------------------------

ウ 委託契約における事務処理について

次の委託契約（3 件）において、特記仕様書に定める受託者から提出を受けるべき県との打合せ結果の記録について、提出を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。（広報課）

契約名	広島県首都圏等広報活動サポート業務(平成 24 年度)
	広島県テレビ広報番組制作等業務委託（平成 25 年度）
	広報制作物に関するアドバイス等業務委託（平成 25 年度）

（3）付 記

ア 通勤手当の認定における分割定期券の取扱いについて

J R 線の利用に係る通勤定期券を購入する場合、乗車駅から降車駅までの区間を通して購入するよりも、当該区間を分割して購入した方が価格が低廉となる場合がある。

この場合の通勤手当の認定は、職員からの届出に基づいて行うこととされ、現在、同一区間でありながら、分割定期券の額で認定を受けている者と、利用区間を分割しない定期券の額で認定を受けている者が併存している。

平成 25 年度から事後の確認（現況確認）における定期券（在来線）の写しの提出が省略され、職員からの現況届のみとなっていることを踏まえ、経済的な分割定期券の額を認定額とするなど、その取扱いについて検討していただきたい。（人事課）

イ 委託料の使途の適正化について

広島県首都圏等広報活動サポート業務(平成 24 年度)では、上記指摘事項イで指摘のとおり、不適正な事務処理が行われていたところである。

委託業務の執行に際しては、契約書や仕様書の内容を踏まえ、委託料の中から支出すべきものと支出すべきでないものを峻別して、県民の疑念を招くことのないよう、委託料の使途の適正化を図っていただきたい。（広報課）

4 県立文書館

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書, 古文書その他の記録(以下「文書等」という。)の収集, 整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
文書等についての専門的な知識の普及啓発等
- イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ウ 職員数(平成25年4月1日現在)
常勤職員及び再任用職員の合計 7人
非常勤職員数 7人
- エ 主な事業実績(平成24年度)
- 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理(平成25年4月1日現在)
行政文書約56,000冊, 行政資料約97,000冊, 古文書約246,000点
マイクロフィルム約236万コマ, 複製資料約40,000冊, 図書約22,000冊
 - 利用状況

(単位:人)

来館者数	資料閲覧	利用相談	講座等	展示閲覧	見学
6,060	1,278	319	2,319	1,971	173

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 県立総合技術研究所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 産業技術（工業，農業，畜産業，水産業及び林業）並びに保健及び環境に関する試験研究の企画及び管理
- イ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号
- ウ 組織体制 1 部（企画部）
- エ 職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在）
常勤職員数 9 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 地域政策局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 都市活性化，中山間地域対策その他の地域振興の推進及び総合調整に関する事項

市町その他公共団体の自治の振興に関する事項

イ 組織体制 5課1チーム

課名	地域政策総務課，都市圏魅力づくり推進課，過疎地域振興課，市町行財政課，国際課，平和推進プロジェクト・チーム
----	---

ウ 職員数（平成25年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 88人

エ 主な施策（平成24年度）

鉄道・バス・離島航路等の交通対策，地域情報化施策の推進

都市活性化施策の企画調整

地域振興施策の企画調整，過疎対策の推進，交流・定住促進対策，国土調査

市町行財政運営助言，地方交付税，起債，市町に対する総合的支援，市町への権限移譲の総合調整

国際交流・平和貢献の推進，多文化共生社会づくり，留学生受入促進「国際平和拠点ひろしま構想」の推進

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付記

広島都市圏活性化に向けた今後の具体的取組等について

都市圏魅力づくり推進課が所管する「都市圏活性化の推進」業務に関しては，平成24年度に，①広島都市圏活性化のための調査検討業務，②平和公園周辺地区活性化プロジェクト及び③広島西飛行場跡地活用ビジョンについて，それぞれ報告書等が取りまとめられたものの，具体的な事業展開が見られない。

広島都市圏の活性化は，本県の自立的・持続的発展のため不可欠であることから，これらの成果をもとに，着実な進展が図られるよう，広島市等関係機関との連携を図り，事業の推進に努めていただきたい。（都市圏魅力づくり推進課）

7 環境県民局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務
 県民文化に関する事務
 生活環境及び自然環境の保全に関する事務

- イ 組織体制 11 課

課 名
環境県民総務課, 文化芸術課, 消費生活課, 人権男女共同参画課, 県民活動課, 学事課, 環境政策課, 環境保全課, 自然環境課, 循環型社会課, 産業廃棄物対策課

- ウ 職員数 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 171 人

- エ 主な施策 (平成 24 年度)

私学教育の振興
 高等教育機能の向上
 青少年の健全育成と若者の自立支援
 文化・芸術の振興
 人として互いに尊重する社会づくり
 男女共同参画社会づくり
 地球温暖化の防止
 地域環境の保全
 自然環境の保全と活用
 循環型社会の構築

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納 (滞納繰越分) について

次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [平成 24 年度決算額]	参考 前回監査時 [平成 23 年度決算額]
大学使用料 [授業料, 施設費] (学事課)	2 人 1,641,607 円	2 人 1,641,607 円
雑収入 [大気汚染常時監視自動計測器の談合に係る和解金] (環境保全課)	1 人 357,210 円	—

(注) 大学使用料の長期未納については、県立広島大学が公立大学法人になる以前の債権である。

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約における事務処理について、不適正な事務処理が見受けられた。改めて精

算額の確認を行うなど、適正な事務処理に努められたい。(文化芸術課)

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業ひろしま平和発信コンサート・リレーコンサート 業務委託(平成24年度)
-----	---

- (ア) 予定価格調書の予定価格は、設計価格等により決定すべきところ、誤って1桁低い価格を記載していた。また、その後の契約締結伺において、この誤りに気付かず契約を締結していた。
- (イ) 実績報告書に添付すべき支出関係書類が不十分なまま、額を確定し、支出をしていた。また、実績報告書に記載されていた各費目の金額について、受託業者において保管されていた支出証拠書類により確認できないものがあった。
- (ウ) 契約書に添付された事務処理要領では、事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は2分の1以上を遵守することが定められているが、新規雇用の人件費として対象外となるものが含まれており、結果的に事業費の2分の1を下回っていた。
- (エ) 契約書に添付された仕様書において業務委託の対象としないことが定められた経費が計上されていた。

【意見】

資金前渡の精算残金の戻入について

平成24年度の常時の資金前渡については、最終月の精算は平成25年3月29日に行っているが、精算残金の戻入を同年5月31日に行っている。最終月の精算が済んだ残金111,510円については、精算後は使用することのない現金であり、速やかに戻入する必要がある。(環境県民総務課)

(3) 付記

補助金交付事務の適正化について

産業廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業について、補助事業者において、補助対象事業費を水増しした不正な見積書により交付申請を行い、補助金の交付決定を受けていた事案があった。再発防止に向けて、補助金交付決定時に厳格な審査の充実強化等の取組を進めるとのことであるが、併せて事業終了後の実績確認の厳格化にも努めていただきたい。(循環型社会課)

8 健康福祉局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 社会福祉に関する事務
 保健衛生に関する事務
 高齢者・障害者支援，児童福祉に関する事務
 社会保障に関する事務

- イ 組織体制 15 課 1 プロジェクトチーム 287 人
 (平成 25 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

課名	健康福祉総務課，こども家庭課，働く女性応援プロジェクト・チーム，被爆者支援課，医務課，医療政策課，がん対策課，医療保険課，健康対策課，食品生活衛生課，薬務課，地域福祉課，社会援護課，障害者支援課，高齢者支援課，介護保険課
----	--

- ウ 主な施策 (平成 24 年度)

地域医療体制確保事業
 医療連携情報ネットワーク整備事業
 ドクターヘリの導入
 感染症・疾病管理センター (仮称) の整備
 認知症に係る医療・介護の連携強化事業
 「がん対策日本一」推進事業
 高精度放射線治療センター (仮称) の整備等
 地域包括ケアの推進
 「あいサポートプロジェクト」実施事業
 待機児童緊急対策事業
 多様な保育ニーズ対策等強化事業
 次代を担う子ども・子育て支援事業

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納 (滞納繰越分) について

次の歳入において，長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納 (過年度分) [平成 24 年度決算額]		参 考 [平成 23 年度決算額]	
1	児童扶養手当に係る戻入金及び返還金 (こども家庭課)	38 人	7,154,636 円	39 人	7,933,516 円
2	原爆被爆者諸手当に係る戻入金及び返還金 (被爆者支援課)	3 人	1,164,280 円	3 人	1,795,980 円

区 分		長期未納（過年度分） [平成 24 年度決算額]	参 考 [平成 23 年度決算額]
3	看護師等修学資金貸付金償還金 (医務課)	1 人 39,000 円	2 人 178,800 円
4	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入 (地域福祉課)	4 人 2,534,625 円	4 人 2,551,625 円
5	高齢者住宅整備資金に係る違約金 及び延納利息（地域福祉課）	18 人 12,068,074 円	19 人 14,590,174 円
6	介護福祉士修学資金貸付金償還金 (地域福祉課)	1 人 80,000 円	1 人 83,000 円
7	介護福祉士修学資金に係る違約金 及び延納利息（地域福祉課）	1 人 123,700 円	1 人 123,700 円
8	障害者住宅整備資金貸付金償還金 元利収入（障害者支援課）	25 人 27,509,645 円	25 人 27,969,025 円
9	障害者住宅整備資金に係る違約金 及び延納利息（障害者支援課）	33 人 16,436,325 円	33 人 15,372,625 円
10	心身障害者扶養共済事業負担金 (障害者支援課)	117 人 14,613,150 円	122 人 15,661,650 円
11	心身障害者扶養共済年金に係る戻 入金及び返還金（障害者支援課）	1 人 520,000 円	2 人 620,000 円
12	介護職員処遇改善交付金事業に係 る戻入金及び返還金（介護保険課）	2 人 725,301 円	1 人 146,035 円

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約について、4月1日に契約締結すべきところ、事務処理の遅延により5月1日の契約締結となっていた。この結果、4月分の経費は含まれないこととなるが、これを含んだ委託料を支出していた。適正な事務処理に努められたい。（働く女性応援プロジェクト・チーム）

契約名	保育士人材確保事業相談研修業務(平成 24 年度)
-----	---------------------------

【意 見】

ア 委託契約における履行確認について

次の委託契約について、委託事業の実施に要した経費の実支出額と委託契約に定める委託料の限度額のいずれか低い額を確定額として支出することになっているが、委託料の確定に当たり、支出証拠書類に基づく履行確認が不十分であった。また、受託者が保管している書類について確認したところ、人件費の按分において算定根拠が明確でないものが見受けられた。適切な事務処理を行う必要がある。（高齢者支援課）

契約名	明るい長寿社会づくり推進業務（平成 24 年度）
-----	--------------------------

イ 補助事業に係る事務手続について

社会福祉施設等施設整備補助事業について、法人が建設工事に係る入札を実施する前に、工事の分割発注や入札参加者の情報を入手していたにもかかわらず、平成 25 年 2 月に実施された中間検査において初めて分割状況の確認・指導をするなど進行管理が不十分であった。また、工事の分割発注や入札手続に関し、法人や請負業者に対する十分な調査が行われないまま、法人から提出された内部調査結果を含む誓約書を抛りどころとして、補助金の支出をしていた。適切な事務処理を行う必要がある。(障害者支援課)

(3) 付 記

ア がん検診受診率の向上について

県では、がん検診受診率向上の取組として、昨年度実施した全県的な受診勧奨のためのキャンペーンに続き、今年度、市町が行う個別受診勧奨を支援するなど、個人へのきめ細やかな働きかけを重点的に実施することとしている。今後、受診率のさらなる向上を図るためには、こうした普及啓発の取組に加え、市町などと連携して、休日の受診を可能にする等県民のニーズに即した、受診しやすい環境づくりに努めていただきたい。(がん対策課)

イ 高精度放射線治療センター(仮称)の治療機能の確保について

平成 27 年に開設予定の高精度放射線治療センター(仮称)については、先端的な放射線治療を安定的に供給し、県全体の治療水準を引き上げるものとして県民の関心も極めて高い。こうした設置目的に沿った高度で適切な医療が確実に提供できるよう、治療機能の充実を図るとともに、県民に対し、センターの機能について十分に情報提供していただきたい。(がん対策課)

9 商工労働局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務
物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
労働に関する事務
- イ 組織体制 11 課 3 プロジェクトチーム

課 名	商工労働総務課（東部産業支援担当）、雇用労働政策課、職業能力開発課、雇用基金特別対策プロジェクト・チーム、産業政策課、産業人材課、次世代産業課、医工連携推進プロジェクト・チーム、経営革新課、県内投資促進課、海外ビジネス課、ひろしまブランド推進課、観光課、海の道プロジェクト・チーム
-----	--

- ウ 職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 199 人
- エ 主な施策（平成 24 年度）
円高等による県内経済への影響対策
緊急雇用対策
結婚・出産、子育て、ポスト子育て期に応じた就業支援策
グローバル人材の受入拡大
若年層の転出超過に歯止め、就職等での U・I ターン促進
若年者・高齢者・障害者に対する就業支援
医療・健康関連産業の育成支援
環境関連産業の育成支援
「ひろしまブランド」「瀬戸内ブランド」の構築に向けたプロモーション等の強化
アジア市場への参入・獲得（アジア戦略）
イノベーションを創出するための環境整備
ものづくり産業の高度化の支援
活力を生み出す中山間地域の未来創造

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き徴収の促進に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成 24 年度決算額]	参 考 [平成 23 年度決算額]
1	行政財産使用料（商工労働総務課）	1 人 2,175,430 円	1 人 2,415,430 円

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成 24 年度決算額]	参 考 [平成 23 年度決算額]
2	高度化資金に係る貸付金元利収入（経営革新課）	8 人 1,173,155,383 円	9 人 1,315,120,583 円
3	設備近代化資金に係る貸付金元利収入（経営革新課）	5 人 30,297,555 円	6 人 36,257,555 円
4	設備近代化資金に係る違約金（経営革新課）	5 人 2,576,800 円	5 人 3,076,800 円
5	広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成金返還金（県内投資促進課）	3 人 97,841,900 円	2 人 66,508,600 円

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、受託者から提出された実績報告書の一部に誤りがあった。委託金額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。（経営革新課）

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業（全国菓子大博覧会・広島運営事業）委託契約（平成 25 年度）
根 拠	広島県緊急雇用対策基金事業「全国菓子大博覧会・広島運営事業」業務委託契約書 別紙業務委託契約約款第 28 条第 2 項

【意 見】

株式会社ひろしまイノベーション推進機構の業務の実績評価について

株式会社ひろしまイノベーション推進機構（以下「推進機構」という。）は、県内企業の新たな成長を支援し、本県経済の発展に貢献することを目的として、県がその資本金を全額出資して設立された法人であり、毎年度、経営状況説明書を作成・公表しているところである。

しかしながら、その業務がファンドの運用という機密性の高いものであることから、具体的な経営目標や活動内容について十分な開示が行われているとはいえない状況にある。

この会社の設立モデルとされた株式会社産業革新機構については、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づき、経済産業大臣が、毎年度、業務の実績を評価し、これを公表することとされている。また、国において平成 25 年 9 月 27 日に決定された「官民ファンドの運営に係るガイドライン」では、「官民ファンドを設立して終わりにするのではなく、政策目的に沿って運営されるよう、官民ファンドの活動を評価、検証し、所要の措置を講じていくことが必要である。」とされたところである。

県は、ファンド自体に対しても多額の出資をしており、その運用についての県民の関心は極めて高いことから、ガイドラインなどを参考に、毎年度、推進機構の業務の実績を評価し、公表するなど県民への説明責任を果たしていただきたい。（産業政策課）

10 農林水産局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 農業、林業及び水産業に関する事務
農林水産物資の流通に関する事務

イ 組織体制 12 課

課 名	農林水産総務課，団体検査課，農業担い手支援課， 園芸産地推進課，販売推進課，農業技術課，畜産課，水産課， 林業課，森林保全課，農林整備管理課，農業基盤課
-----	--

ウ 職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 262 人

エ 主な施策（平成 24 年度）

産業として自立できる農林水産業の確立
農林水産物の販売力の強化
県民の安全で安心できる食生活の実現
農林地の公益的機能の維持発揮
農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進に努められたい。

区 分		長期未納(滞納繰越分) [平成 24 年度決算額]	参 考 [平成 23 年度決算額]
1	農業改良資金貸付金元利収入 (農業担い手支援課)	5 人 12,567,060 円	6 人 30,781,060 円
2	農業改良資金貸付金に係る違約金 及び延納利息(農業担い手支援課)	12 人 35,017,082 円	11 人 39,491,715 円
3	牛海綿状脳症検査体制緊急整備事 業に係る戻入金(畜産課)	1 人 3,237,802 円	1 人 3,357,802 円
4	沿岸漁業改善資金貸付金元利収入 (水産課)	3 人 3,560,000 円	3 人 2,960,000 円
5	沿岸漁業改善資金貸付金に係る違 約金及び延納利息(水産課)	4 人 6,328,589 円	4 人 5,916,423 円
6	林業・木材産業改善資金貸付金に 係る違約金及び延納利息(林業課)	2 人 573,957 円	2 人 803,957 円
7	土砂災害応急措置等費用求償金及 び訴訟費用(森林保全課)	1 人 74,379,270 円	1 人 74,133,150 円

(注)「土砂災害応急措置等費用求償金及び訴訟費用」は、昨年度まで西部農林水産事務所
東広島農林事業所で管理していたものが、森林保全課に移管されたものである。

イ 委託契約における履行確認について

次の委託契約について、履行確認に誤りのあるものがあった。適正な事務処理に努められたい。(農業担い手支援課)

(ア) 実績報告書に記載された新規雇用に係る人件費の金額と添付書類に記載された人件費の金額が一致しておらず、結果として過払いになっていた。

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「新規就農者研修支援事業」(平成24年度)
-----	------------------------------------

(イ) 委託料の確定額に影響はなかったが、実績報告書の新規雇用に係る人件費の金額と添付書類に記載された人件費の金額が一致していないにもかかわらず、精算手続を行っていた。

契約名	広島県緊急雇用対策基金事業「実践農業研修事業」(平成24年度)
-----	---------------------------------

【意見】

ア 委託契約における履行確認について

広島県緊急雇用対策基金事業「水産業就業者研修支援事業」委託契約(平成24年度)において、委託事業の実施に要した経費の実支出額と委託契約に定める委託料の限度額のいずれか低い額を確定額として支出することになっているが、委託料の確定に当たり、支出証拠書類に基づく履行確認が不十分であった。また、受託者において支出の状況が確認できる書類の一部が保有されていなかった。受託者に対する指導を含め、適切な事務処理を行う必要がある。(水産課)

イ 県営林の管理及び経営の透明化について

これまで一般財団法人広島県農林振興センターで進められてきた分収造林事業については、今後県へ移管され、県営林事業費特別会計において処理されることとなっている。

県営林の管理経営に係る施策の推進に当たっては、広島県県営林の管理経営に関する条例に基づき実施状況を公表するとしているが、同センターの債務処理に当たり、県は多額の債権放棄や損失補償を余儀なくされることから、移管される分収林事業については、企業会計並みの財務諸表等を作成・公表するなど、県営林の管理経営に係る情報公開に積極的に取り組んでいただきたい。(農林水産総務課、森林保全課)

11 土木局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 道路及び河川，砂防に関する事務
都市計画（他局の主管に属する事務を除く。）その他都市の整備に関する事項
住宅及び建築に関する事務
空港，港湾，漁港その他土木に関する事務

- イ 組織体制 17 課

課 名	土木総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾振興課，港湾漁港整備課，都市計画課，下水道公園課，建築課，住宅課，営繕課
-----	--

- ウ 職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 385 人

- エ 主な施策（平成 24 年度）

新たな経済成長を支える物流基盤の充実等
バルク港湾戦略の推進
県内の観光資源をつなぐネットワーク形成
広島空港機能強化の推進
総合的な河川防災対策の推進
土砂災害防止対策の推進
緊急輸送ネットワークの充実
子育て・高齢者等あんしん住宅リフォーム普及支援事業
持続可能なまちづくりを支える道路の整備
建設業新分野進出支援事業

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。前年度よりもその額は減少しているものの，引き続き徴収促進に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成 24 年度決算額]	参 考 [平成 23 年度決算額]
1	雑入 [許可量を超えた海砂利の採取に係る不当利得返還金] (港湾振興課)	4 人 30,747,640 円	4 人 31,817,640 円
2	港湾使用料 (港湾振興課)	20 人 6,289,809 円	24 人 7,720,396 円

区 分		長期未納（滞納繰越分） 〔平成 24 年度決算額〕		参 考 〔平成 23 年度決算額〕	
3	雑入〔土地区画整理事業に伴う清算徴収金〕（都市計画課）	2 人	246,378 円	2 人	246,378 円
4	かし担保による損害賠償請求金（都市計画課）	1 人	1,412,000 円	1 人	1,412,000 円
5	雑入〔工事契約解除に伴う前払金返還に係る利息等〕（都市計画課）	1 人	411,347 円	1 人	411,347 円
6	住宅使用料（住宅課）	1,434 人	141,257,577 円	1,478 人	150,546,861 円
7	施設使用料（住宅課）	7 人	174,330 円	7 人	174,330 円
8	雑入〔賃貸借契約解除後、退去までの家賃相当額〕（住宅課）	1 人	205,200 円	1 人	205,200 円

イ 工事請負契約における事務処理について

(ア) 次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、あらかじめ市長に対し建設工事の通知を行うべきところ、これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（空港振興課）

契約名	広島西飛行場ヘリポート化整備工事（平成 23～24 年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条

(イ) 次の工事請負契約において、受注者が電子媒体を納品する際に提出する「電子媒体納品書」を受理していなかった。適正な事務処理に努められたい。（営繕課）

契約名	広島県立三原東高等学校校舎（20 号棟）耐震改修その他工事（平成 23～24 年度）
根 拠	広島県電子納品実施要領〔営繕工事編〕5.10

(ウ) 次の工事請負契約（3 件）において、工事完成図書の一部である電子成果品が提出されていないのに完成通知書を受理していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	<ul style="list-style-type: none"> ・広島西飛行場ヘリポート化整備工事（平成 23～24 年度）（空港振興課） ・芦田川浄化センターNo.2 主ポンプ棟新築電気設備工事（平成 23～24 年度）（営繕課） ・広島県立三原東高等学校校舎（20 号棟）耐震改修その他工事（平成 23～24 年度）（営繕課）
根 拠	土木工事共通仕様書（広島県）第 1 編 1-1-20

(エ) 次の工事請負契約において、工事完成図書の一部である電子成果品が提出されていないのに完成検査を実施していた。適正な事務処理に努められたい。(営繕課)

契約名	芦田川浄化センター№.2 主ポンプ棟新築電気設備工事（平成 23～24 年度）
根 拠	平成 24 年度総務局及び土木局所掌の建築及び設備工事に係る検査等の基本方針（土木局営繕課）

【意 見】

特別会計に係る財務書類の作成・公表について

港湾特別整備事業費特別会計及び流域下水道事業費特別会計については、地方財政法に規定する公営企業に係る特別会計として、造成地の売却や施設の使用などの事業収入をもって、施設の整備や維持管理・運営などの事業経費に充てることとされており、企業経営という観点から、損益の状況や資産・負債の把握等が必要不可欠である。

このうち、港湾特別整備事業費特別会計では、臨海土地造成事業の部分について、地方公営企業会計制度の見直しによる新たな会計基準を当てはめて試算を行い、その結果を公表されたところである。

今後、この試算による結果を分析の上、事業方針や計画の策定に活用するとともに、港湾機能施設整備事業を含めた事業全体についての財務書類も作成・公表する必要がある。また、流域下水道事業費特別会計についても、財務書類を作成・公表し、県民への説明責任を果たすとともに、経営分析に基づく事業方針や計画の策定などに活用する必要がある。(土木総務課、港湾振興課、下水道公園課)

(3) 付 記

不法占用の解消及び未然防止への取組について

県が管理する財産の不法占有については、これまで、その解消に向け組織を挙げて早急に取り組むよう意見を行ってきたところである。

平成 24 年度末の不法占有物件は 233 件で、そのうち、河川の不法占有物件については、測量による境界確認とこれに基づく撤去指導などに取り組んだ結果、平成 23 年度末の 310 件から平成 24 年度末の 186 件に減少した。

こうした当年度の成果を生かし、財産の適正管理、県民負担の公平性確保の観点から、引き続き、不法占有の解消に向けて、本庁、地方機関が一体となった取組を推進するとともに、新たな不法占有の未然防止に努めていただきたい。(道路河川管理課)

12 企業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 工業用水道事業に関する事務
水道用水供給事業に関する事務
土地造成事業に関する事務

- イ 組織体制 3 課

課 名	企業総務課, 土地整備課, 水道課
-----	-------------------

- ウ 職員数 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

公営企業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 50 人

- エ 主な施策 (平成 24 年度)

安浦産業団地メガソーラー発電環境整備事業
東広島市寺家地区土地造成事業
「公民共同企業体」設立事業
県営水道送水ルート強化整備事業

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納 (過年度分) について

次の収入において、長期未納 (過年度分) のものがあつた。前回監査時よりその額は減少しているものの、引き続き徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納 (過年度分) [平成 24 年度決算額]	参 考 [平成 23 年度決算額]
土地造成事業会計	1 延納利息[土地売却代金の延納に係るもの] (土地整備課)	3 人 68,210,184 円	2 人 70,481,960 円
	2 雑収益[固定資産の所有に係る所在市町村交付金の企業負担分] (土地整備課)	1 人 854,100 円	1 人 854,100 円
	3 損害金[土地売買契約の解除に係る損害賠償金及び撤去費用] (土地整備課)	2 人 34,337,394 円	2 人 36,087,394 円
	4 延滞金 (土地整備課) 〔土地売却代金に対する遅延損害金 延納利息に対する遅延損害金 所在市町村交付金の弁済に伴う遅延損害金 損害賠償金に対する遅延損害金〕	2 人 13,780,032 円	2 人 13,780,032 円

区 分		長期未納（過年度分） [平成 24 年度決算額]	参 考 [平成 23 年度決算額]
供給事業会計	広島水道用水 1	2 人 2,693,767 円	2 人 2,693,767 円
損害金[土地の不法占用に係る損害金及び訴訟費用]（水道課）			

【意 見】

ア 土地造成事業会計の今後の在り方について

土地造成事業は、土地売却収益が土地売却原価を下回る状況が8年続いており、当年度の分譲価格で未分譲地を完売できたと仮定した場合の試算でも、多額の損失が見込まれ、独立採算制が基本とされている公営企業として維持・継続する意義は極めて乏しくなっている。

また、平成24年度からは、土地造成事業としては15年ぶりの着手となる産業団地の整備を寺家地区において東広島市と共同で進めており、先般、県と市で覚書が交わされたところであるが、この事業について、採算性の確保が不透明な状況にあり、今後の経営が一層厳しくなる可能性がある。

本会計の在り方については、今後の本県の財政運営に大きな影響を与えるものであり、第三セクター等改革推進債の活用や平成26年度予算及び決算から適用される地方公営企業会計制度の見直しなどを勘案し、早急にその方向性を明らかにする必要がある。（土地整備課）

イ 委託契約における履行確認について

竜泉寺ダムの管理に要した経費については、受託者からの報告に基づき精算されることとなっているが、人件費等の経費について、支出証拠書類に基づく履行確認が不十分であった。精算額に誤りはなかったものの、適切な事務処理を行う必要がある。（水道課）

（3）付 記

ア 公民共同企業体の運営状況の検証について

平成25年4月から広島西部地域水道用水供給水道において、「株式会社水みらい広島」による指定管理業務が開始され、平成27年4月からは、沼田川工業用水道及び沼田川用水供給水道においても実施される予定となっている。

企業局においては、当該業務が要求水準を満足し、適正に履行されているかを的確にモニタリングし、「安心、安全、良質な水の供給」を図るとともに、水道事業運営の透明性を高めることとしているが、適切な評価を行うには、県の技術力の保持が重要であり、こうした点について十分留意して実施する必要があると考える。

また、この指定管理の取組による水道管理技術の継承や経費面での効果などを十分検証するとともに、県民への説明責任を果たし、今後の事業拡大等の在り方を検討していただきたい。（水道課）

イ 水道施設の適正な維持管理・整備と経費の縮減について

県営水道事業の施設は、順次更新時期を迎えていることから、現在「水道施設リフレッシュ（10ヵ年）計画（平成23～32年度）」や「管路更新計画（第1次）（平成20～29年度）」に基づいて、水道施設の老朽化対策が進められているところである。

また、災害や事故に強い供給体制を構築し、危機管理体制を強化するため、「広島県営水道の送水のあり方基本計画（平成21～30年度）」や「建設改良計画（平成23～32年度）」による施設整備が順次進められている。

これらの計画の実施に当たっては、企業局において、水道施設全体にわたって進められている将来の水需要に応じた施設のダウンサイジングの検討結果を踏まえ、適正な規模の整備に努められたい。（水道課）

13 病院事業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務
- イ 組織体制 1 課（県立病院課）
- ウ 職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在）
病院事業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 14 人
- エ 主な施策（平成 24 年度）
高度急性期医療の提供等（広島病院）
地域と一体となった医療の提供（安芸津病院）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（過年度分）について

次の収入において、長期未納（過年度分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進に努められたい。

区 分		長期未納（過年度分） [平成 24 年度決算額]		参 考 [平成 23 年度決算額]	
1	医業未収金（移管病院分）	35 人	1,292,310 円	43 人	1,613,310 円
2	医業外未収金（移管病院分）	1 人	160 円	1 人	160 円
3	その他未収金（行政財産明渡訴訟 賠償金等）	4 人	16,451,580 円	3 人	16,442,310 円

(注) 医業未収金（移管病院分）及び医業外未収金（移管病院分）は、旧県立瀬戸田病院及び旧県立神石三和病院の収入未済額を引き継いだものである。

14 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員 64人 (平成25年4月1日現在)

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務
議員の厚生福利に関する事務
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

(イ) 組織体制 4課

課名	秘書課, 総務課, 議事課, 政策調査課
----	----------------------

(ウ) 職員数 (平成25年4月1日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 42人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

15 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 公職選挙法・政治資金規正法・政党助成法に関すること

(イ) 職員数 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 4人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

16 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 監査委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務
決算審査等, 例月出納検査, 住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 職員数 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 19 人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

17 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 監査委員事務局，人事委員会事務局及び労働委員会事務局の総務事務
人事行政に関する調査に関する事務
給与，勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告
職員の競争試験及び選考に関する事務
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2課

課名	合同総務課，公務員課
----	------------

(ウ) 職員数（平成25年4月1日現在）

常勤職員数 20人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

18 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん，調停及び仲裁に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 職員数（平成 25 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 12 人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

19 収用委員会

(1) 機関の概要

- ア 委員 委員 7 人, 予備委員 2 人
- イ 事務組織の概要
 - (ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務
 - (イ) 組織体制 (平成 25 年 4 月 1 日現在)
専任職員なし (土木総務課が事務を執行)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

20 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 職員数 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 4 人 (専任職員なし, 併任職員数 4 人)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

21 広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 3 人 (専任職員なし, 併任職員数 3 人)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

22 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 6人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理，学校施設整備に関する事務
県立学校の設置管理，校務運営指導及び教育指導に関する事務
市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務
生涯学習，社会教育及びスポーツの振興に関する事務
文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制 2部13課

部名	課名
管理部	総務課（秘書広報室），教職員課（福山分室，職員給与室），施設課，健康福利課，文化財課
教育部	学校経営支援課，教育改革推進課，義務教育指導課，高校教育指導課，豊かな心育成課，特別支援教育課，生涯学習課，スポーツ振興課

(ウ) 職員数（平成25年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 337人

非常勤職員数 8人

ウ 主な施策（平成24年度）

「知・徳・体」の「基礎・基本」の徹底
学校教育を支える基盤の強化
グローバル社会に生きる力の育成
特別支援教育の充実
ことばの教育・キャリア教育の充実
多様な主体の社会参画
生涯学習・社会教育の振興
文化・スポーツの振興
教育委員の活動の充実と戦略的広報の展開

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [平成 24 年度決算額]		参 考 [平成 23 年度決算額]	
1	給与に係る返還金（教職員課）	2 人	819,623 円	1 人	126,054 円
2	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金に係る貸出金償還金（高校教育指導課）	6 人	361,285 円	6 人	399,285 円
3	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る貸出金償還金（高校教育指導課）	238 人	70,778,045 円	261 人	68,542,399 円
4	地域改善対策高等学校等進学奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金（高校教育指導課）	23 人	2,838,400 円	39 人	3,797,400 円
5	高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金（高校教育指導課）	506 人	49,341,300 円	547 人	47,436,399 円
6	高等学校等奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金（高校教育指導課）	9 人	1,245,000 円	11 人	1,544,000 円
7	賀茂高等学校不正事件賠償金に係る弁償金（高校教育指導課）	1 人	33,527,445 円	1 人	33,647,445 円
8	広島観音高等学校等学校諸費横領事件賠償金に係る弁償金（高校教育指導課）	1 人	17,295,042 円	1 人	17,415,042 円

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、契約書に添付すべき特記事項及び仕様書が添付されていなかった。適正な事務処理に努められたい。（高校教育指導課）

契約名	広島県高等学校共通学力テストに係る集計等業務（平成 24 年度）
根 拠	「委託・役務業務の標準的な契約書等について」（平成 23 年 1 月 25 日付け会計管理部会計総務課長通知）4 運用（3）

ウ 補助金交付における実績確認について

次の補助金における事務処理について、一部に誤りのある実績報告書に基づいて額の確定をし、交付していた。補助金の一部返還を求めるなど、適正な事務処理に努められたい。（スポーツ振興課）

補助金名	高校生全国大会派遣費補助事業補助金（平成 24 年度）
------	-----------------------------

【意見】

譲渡特約付賃貸借契約における建物の取得について

教育委員会においては、500万円未満の建築物の工事については事務の委任を受けている。一方、これを超えるものについては営繕課による請負工事契約で行うこととされており、完成確認のための検査は、建築に係る専門的知識を有する営繕課の職員が行っているところである。

県立高校では、昨年度、部室の用に供する軽量鉄骨造の建物を短時間で数多く整備するため、リース会社と譲渡特約付賃貸借契約を締結し、1週間程度の賃貸借期間満了後に当該建物の譲渡を受けるといった新しい手法を採ったところである。

しかし、この契約方法は、営繕課による請負工事契約によらない方法であるため、完成確認のための検査は、建築に係る専門的知識を有しない職員により行われており、適切な検査ができていないおそれがある。

また、営繕課による請負工事契約であれば、不動産取得税は非課税となるところ、この契約形態では当該建物を取得するリース会社に不動産取得税が課税される可能性があり、その場合は譲渡価格に転嫁され、営繕課による請負工事契約よりも費用が割高になるおそれがある。

こうした問題点を踏まえて、今後は、改めて、専門的知識を有する職員による完成確認の検査を徹底するとともに、営繕課など関係部局と連携して、短期間に整備する必要のある営繕工事のあり方について検討する必要がある。(施設課)

(3) 付 記

学力向上総合対策事業の事業実施のあり方について

学力向上総合対策事業は、市町を相手方とする委託契約であるが、委託業務の状況を見ると、事業実施計画など具体的な取組については、市町が主体的に作成し、これを県が承認するものとなっている。

また、契約の方法についても、業務の性質上、競争性の確保が難しく、各市町との随意契約となっており、全体として、県の業務を委託により実施するというよりも、市町が実施する事業を県が支援する性格が強いと考えられる。

今後は、補助事業への移行など見直しを行い、より適切な事業実施となるよう努めていただきたい。(義務教育指導課)

23 県立埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務

イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号

ウ 職員数（平成25年4月1日現在）

常勤職員数 5人（専任職員なし，兼務職員5人）

エ 主な事業実績（平成24年度）

- ・ 出土遺物の保存処理 202点，出土遺物等の貸出 224点
- ・ 市町職員の発掘調査技術研修3課程
- ・ 出土遺物，写真資料，図書資料の収集・保存
- ・ 農業基盤整備事業地内遺跡発掘調査
- ・ 県立埋蔵文化財センター施設管理

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

24 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7部33課1室6隊1所

部名	課名等
総務部	総務課, 広報課, 会計課, 施設課, 装備課, 情報管理課
警務部	警務課, 人材育成課, 警察安全相談課, 厚生課, 監察官室, 留置管理課
生活安全部	生活安全総務課, 安全安心推進課, 少年対策課, 生活環境課, サイバー犯罪対策課
地域部	地域課, 通信指令課, 自動車警ら隊, 鉄道警察隊
刑事部	刑事総務課, 捜査第一課, 捜査第二課, 捜査第三課, 組織犯罪対策課, 捜査第四課, 薬物銃器対策課, 鑑識課, 機動捜査隊, 科学捜査研究所
交通部	交通企画課, 交通規制課, 交通指導課, 運転免許課, 交通機動隊, 高速道路交通警察隊
警備部	公安課, 警備課, 外事課, 機動隊

ウ 職員数 (平成25年4月1日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 1,648人

エ 主な施策 (平成24年度)

「なくそう犯罪」ひろしま新アクションプランの推進
 悪質重要犯罪の徹底検挙
 暴力団等の組織犯罪対策・犯罪インフラ対策の推進
 交通事故抑止総合対策の推進
 少年非行防止総合対策の推進
 災害、テロ等緊急事態対策の推進
 県民の期待に応える治安基盤の確立

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納 (滞納繰越分) について

次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進と発生 of 未然防止に努められたい。

区分		長期未納 (滞納繰越分) [平成24年度決算額]	参考 [平成23年度決算額]
1	放置違反金 (交通指導課)	2,595人 36,864,000円	2,690人 39,130,340円
2	損害賠償金 (監察官室)	1人 70,000円	1人 90,000円

イ 道路標識工事の監督業務について

警察本部が発注する工事については、工事の共通仕様書等では適正な産業廃棄物処理を確認するため、請負業者から産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの提出を受け、内容の精査等の確実なチェックをすることとなっている。しかし、次の工事においてはこれを十分行わず、法令に反して作成された産業廃棄物管理票（マニフェスト）を受理していた。

この事案において、請負業者は無許可の業者に産業廃棄物の収集運搬業務を委託し、また、収集運搬業者及び処分業者と書面による契約も締結していなかったが、警察本部はこれを確認できていなかった。適正な事務処理に努められたい。（交通規制課）

工事名	<ul style="list-style-type: none">尾道松江自動車道（口和 I C～高野 I C間）可変式速度規制標識設置工事（平成 24 年度）尾道松江線（高野 I C～島根県境間）可変式速度規制標識設置工事（平成 24 年度）
根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 路側道路標識工事監督業務マニュアル 4（3） 交通信号機等工事共通仕様書第 5 の 8 の（16）

【意見】

捜査報償費執行の適正化について

警察署の課長が、捜査協力者に支払うべき捜査報償費について、自ら又は部下に命じて虚偽の支払伝票や領収書を作成する方法で横領するなど、不適正に執行していた事案があった。これに関して、警察本部では、本事案のように、中間交付者（警察本部は課長補佐、警察署は課長等）が捜査報償費を執行した場合のチェック機能の強化などの再発防止策を掲げたところであるが、今後は、その具体的取組を進め、捜査報償費の適正な執行に努めていただきたい。（会計課）

25 警察学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
- イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
- ウ 組織体制 6課（庶務課，会計課，教務課，体練課，学生課，現任課）
- エ 職員数（平成25年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 231人
- オ 主な事業実績（平成24年度）

・教養実施状況

区 分		教養期間			入校状況		
		学校教養	職場実習	実戦実習	回数	人員	
採用時教養	初任科	大学卒	6か月	4か月	—	2	139
		その他	10か月	4か月	—	2	78
	初任補修科	大学卒	2か月	—	3か月	2	109
		その他	3か月	—	4か月	2	57
	一般職員初任科		2週間（前期1回・後期1回）			2	47
	特別課程 （航空機操縦士）		4週間			0	0
小 計		—			10	430	
任用時教養	巡査部長任用科		12日間			0	0
	警部補任用科		12日間			2	20
	部門別任用科		12～26日間			5	130
各種専科		4～19日間			44	806	
小 計		—			51	956	
合 計		—			61	1,386	

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。